

内閣法制局の業務

主要政策

意見事務(第一部)

法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べる
こと、内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究を行うこと、その他
法制一般に関する事務(他の部の所掌に属しないもの)を行っている。また、同
部に憲法資料調査室が設けられており、先に内閣に設置された憲法調査会が
提出した報告及び同調査会の議事録その他の関係資料の内容の整理並びに
同報告に関する補充調査に必要な資料の収集を行っている。

審査立案事務(第二部、第三部及び第四部)

内閣提出の法律案及び政令案の審査立案、条約案の審査その他法制一般
に関する事務(長官から特に命ぜられたもの)を行っている。各部の省庁別事
務分担は、次のとおりである。

- 第二部 内閣、内閣府本府、宮内庁、国家公安委員会、防衛庁、法務省、文
部科学省、国土交通省関係
- 第三部 金融庁、総務省、外務省(条約案の審査を含む。)、財務省、会計検
査院関係
- 第四部 公正取引委員会、公害等調整委員会、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、環境省関係